

第2節 組織動員体制

本町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

第1 組織体制

1 災害警戒本部の設置

町長は、次の設置基準に該当する場合、災害警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 災害発生のおそれがある気象予警報等により通信情報があり、災害のおそれがあるが、時間・規模など予測困難なとき
- イ 小規模な災害が発生したとき
- ウ その他町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 災害応急対策が概ね完了したとき
- イ 災害対策本部を設置したとき
- ウ その他災害警戒本部長が認めたとき

(3) 組織

- 本部長 : 町長
- 副本部長 : 教育長、公室長、事業部長
- 本部員 : 部長級の職員

(4) 所掌事務

- ア 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- イ 職員の配備体制に関すること
- ウ 関係機関との連絡調整に関すること
- エ 災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

(5) 本部長の代理

町長に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、教育長、公室長、事業部長の順とする。

(6) 本部等の設置場所

本部は、忠岡町役場5階特別会議室に置く

2 災害対策本部の設置

町長は、次の設置基準に該当する場合、災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 中規模又は大規模な災害が発生し、又は発生する恐れが確実なとき
- イ その他町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 災害応急対策が概ね完了したとき
- イ その他災害対策本部長が認めたとき

(3) 組織

本部長 : 町長

副本部長: 教育長、公室長、事業部長

本部員 : 部長級の職員

(4) 所掌事務

ア 情報の収集・伝達に関すること

イ 職員の配備に関すること

ウ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること

エ 災害救助法の適用に関すること

オ 災害予防及び災害応急対策に関すること

カ 大阪府現地災害対策本部との連携に関すること

キ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

(5) 本部長の代理

町長に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、教育長、公室長、事業部長の順とする。

(6) 設置又は廃止の通知

町長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、知事及び次の関係機関に連絡する。

ア 大阪府総務部危機管理室

イ 泉大津警察署

ウ 泉大津市医師会

エ 近畿農政局大阪農政事務所

オ 岸和田海上保安署

カ 大阪府泉北地域防災推進室

キ 大阪府鳳土木事務所

ク 大阪府港湾局

ケ 大阪府和泉保健所

コ 西日本電信電話(株)大阪支店

サ 関西電力(株)岸和田営業所

シ 南海電気鉄道(株)泉大津駅

ス 西日本旅客鉄道(株)和泉府中駅

セ 大阪ガス(株)導管事業部南部導管部

(7) 本部の設置場所

本部は、忠岡町役場5階特別会議室に置く。

(8) 本部の組織及び事務分担

本部の組織及び事務分担は、地震編における本部の組織及び事務分担を準用する。

第2 動員配備体制

1 配備指令

町長は、災害の規模、種類等を検討し、必要な防災体制をとるため、次の区分の配備を指令する。

ただし、町長の指示がない場合でも、状況に応じて防災担当部長において、その配備を決定することができる。この場合、防災担当部長は、直ちに町長に報告しなければならない。

また、以下の配備区分にかかわらず、災害状況に応じ、必要な職員を指名動員することができる。

(1) 警戒配備

ア 配備時期

災害発生の恐れがある気象予警報等が発令されたとき
その他町長が必要と認めたとき

イ 配備体制

情報の収集及び伝達、通信情報活動を実施する体制（概ね20人程度）

(2) A号配備

ア 配備時期

災害発生の恐れがある気象予警報等により通信情報があり、時間・規模等予測困難なとき
小規模の災害が発生したとき
その他町長が必要と認めたとき

イ 配備体制

災害警戒本部の設置
水害その他の災害の発生を防ぎよするため、通信情報活動、物資・資機材の点検・整備、小規模の災害応急対策を実施する体制（概ね40人程度）

(3) B号配備

ア 配備時期

中規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき
その他町長が必要と認めたとき

イ 配備体制

災害対策本部の設置
中規模の災害応急対策を実施する体制（概ね70人程度）

(4) C号配備

ア 配備時期

大規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき
その他町長が必要と認めたとき

イ 配備体制

災害対策本部の設置
町の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制（全員）

2 動員の方法

(1) 配備計画

各部長は、部内を調整のうえ、必要な人員を確保し、防災活動の準備又は実施のため、配備職員に徹底しておくものとする。

(2) 平常執務時の伝達

災害発生のおそれがあり、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたときは、本部長の指示により、配備体制を整え、各部長は、職員を指揮して速やか

に実働体制を確立するものとする。

(3) 非常召集の伝達

勤務時間外における召集の伝達は、各部長が予め決定してある連絡系統に基づき、電話等により行うものとする。

ただし、所定の勤務場所に出勤できない場合は、最寄りの出先機関又は避難所に参集し、災害対策活動に従事するものとする。